

地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等とすること。

(イ) 調査地点

調査地域内における調査の地点の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点が設定されるものとする。

(ロ) 予測地域

予測の対象となる地域の範囲は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、選定項目ごとの調査地域の内から適切に設定されるものとする。

(ハ) 予測地点

予測地域内における予測の地点は、選定項目の特性、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等が設定されるものとする。

イ 調査地域

調査地域は、地域特性の把握の範囲において前述したとおり、各項目ごとの特性に合わせて設定するとともに、同一項目内においても調査対象に応じて柔軟に設定される（例えば、同一の調査予測対象について広域と事業地近傍の両方について設定するなど）べきであり、必ずしも調査地域の範囲を一本の線で区分する必要はない。

一方、関連性の強い項目については、評価段階での必要性を踏まえて、その調査区域をあらかじめ調整しておく必要もある。

【留意点】

○事業対象地域周辺の取扱いと「軽微な変更」に関する規定

規則に規定される「軽微な変更」（規則第34条、第41条、附則第2項）については、規則別表第2及び別表第3において、軽微でない変更についての諸元と要件を定めている。

事業種によっては、諸元として「対象事業実施区域の位置」があり、その要件として「変更前の対象事業実施区域から〇〇メートル（個別事業種ごとに設定）以上離れた区域が新たに対象事業実施区域にならないこと」と記載されている。

この規定により、対象事業実施区域の中での工事計画等の変更はもとより、周辺〇〇mまでは事業自体の位置変更もあり得ることとなっており、区域の周辺〇〇mまでは事業実施区域と同様の環境影響をいつでも被るおそれがあることになる。このため、事業計画が変更になっても十分対応が可能であるように、事業実施区域と同等な調査を周辺〇〇mまでを含めて行っておく必要があり、調査区域も「周辺〇〇m」を含むように設定されなければならない。

なお、この規定のない事業種についても、類似の規定があるものもあるので

注意が必要である。

#### ウ 調査時点

調査を実施する時期・時点は、環境の自然変動や人為活動の変動等を考慮して選定する必要がある。また、評価の対象として何を選定するのか（平均値・最大値等）によっても必要とする調査の時期が異なることに十分留意する必要がある。

#### エ 調査地点

調査地点は、調査地域に関する情報を重点的に収集することとする場合（大気質等の定点での現地調査が必要な場合等）に設定するものであり、定点での調査等を必要としない場合には、必ずしも調査地点の設定を必要としない。

調査地点を設定する場合の地点選定は、以下のような項目に配慮して行う。

- ・地域を代表する点
- ・特に影響を受けるおそれのある地点（大きな影響が予想される地点）
- ・特に保全すべき対象等の存在する地点
- ・既に環境が著しく悪化している地点
- ・現在汚染等が進行しつつある地点

#### オ 予測地域

調査実施前の方法書の手続の段階においては、特別な理由のない場合には予測地域を調査地域と同一に設定することが考えられるが、調査を実施した結果、調査地域より予測地域を拡大する必要があったり、逆に調査地域に予測する必要がないと判断された地域がある場合には、調査地域から予測地域を絞り込むことができる。

#### カ 予測地点

予測地点は、調査地点と同様に環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合に設定するものであり、定点での評価を必要としない場合には必ずしも予測地点の設定を必要としないが、事後調査におけるモニタリング実施地点等を配慮して予測地点を設定するか否かは検討する必要がある。

なお、事後調査は予測の不確実性を補うために大切な調査であり、それによって予測の精度が検証され、場合によっては追加の環境保全対策を検討する上で重要な資料となる。

#### 【留意点】

##### ○プラス面の評価の考え方

従来環境影響評価においては、環境に一定程度以上のマイナスの影響を与える可能性のある範囲を環境影響評価の対象範囲としてきたが、事業の実施により環境の状況が改善される場合がある場合には、環境に対するプラスの影響についても環境影響評価の対象として考慮することができる。

例えば、市街地をバイパスする道路を建設することにより、現道沿いの市街地における環境の状況はプラスに転じる場合がある。調査・予測・評価の範囲に現道までを含めることによって、プラスの変化についても環境影響評価の対象とすることができる。